

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長
一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

割引パッケージサービス事業（ベネフィット・ステーション及び
レクリエーション施設等割引協定）について（通知）

公立学校共済組合埼玉支部及び一般財団法人埼玉県教職員互助会では、組合員・会員及びその家族の元気回復を図ることを目的として、通常よりも割安の料金でレクリエーション施設等を利用できる「割引パッケージサービス事業」を実施しています。

ついては、下記事項について、貴所属所組合員・会員に周知くださるようお願いいたします。

記

1 ベネフィット・ステーション

（1）ベネフィット・ステーションについて

レジャーや暮らしに役立つお得な割引サービスが満載です。パソコンやスマートフォンを上手に活用して、毎日がもっと豊かで楽しく便利になる福利厚生サービスです。

（2）ご利用について

お手元に会員証を御用意して、下記のベネフィット・ステーション会員専用ホームページへアクセスして下さい。

【ベネフィット・ステーション会員専用サイト】

- ・スマートフォン <http://bnft.jp>
- ・パソコン <http://bs.benefit-one.co.jp/>



ベネフィット・ステーションへの御質問は、
ベネフィット・ステーション カスタマーセンターへ御問合せください。
電話：0800-100-3300（全日10：00～18：00 ※年末年始を除く）

（3）「ディズニーコーポレートプログラム特別利用券」の申込みについて

東京ディズニーリゾートが割引で利用できる「ディズニーコーポレートプログラム特別利用券」について、5月1日付通知文書で御案内致します。詳細はそちらを御覧ください。なお御申込みは、ベネフィット・ステーションで行います。

(4) 「東武動物公園 特別前売入園券」の申込みについて

東武動物公園に入園できる「特別前売入園券」について、5月1日付通知文書で御案内致します。詳細はそちらを御覧ください。なお御申込みは、ベネフィット・ステーションで行います。

2 レクリエーション施設等割引協定

(1) レクリエーション施設等割引協定の掲載について

レクリエーション施設等割引協定(レクリエーション施設、宿泊施設、健診機関等)に関する情報(協定料金等)は、ホームページの組合員(会員)専用ページ及び福利のしおりを御覧ください。

(2) 観劇等の上半期公演日程等について

観劇等の公演日程は、福利厚生関係文書を御覧ください。

閲覧方法

[公立学校共済組合埼玉支部HP会員専用ページ](#)

※トップページ→組合員専用ページ→支部から組合員の皆さまへ

お知らせ→レクリエーション施設等割引協定のご案内の「各施設のご案内」



共済組合 HP

[埼玉県教職員互助会HP会員専用ページ](#)

※トップページ→会員専用ページ→お知らせ

(レクリエーション施設等割引協定からのご案内です)の「各施設のご案内」



互助会 HP

3 事業参加条件について

(1) ベネフィット・ステーション

資格取得手続き完了後の翌月以降から資格喪失手続き完了後の翌月1日まで利用可能となる。(詳細は別紙1「ベネフィット・ステーション 組合員・会員資格を取得する皆様へ」参照)

(2) ディズニーコーポレートプログラム

募集期間と決定(送付)時に組合員・会員資格を有すること。

(3) レクリエーション施設等割引協定

利用時に組合員・会員資格を有すること。

担当：福利課 厚生担当

電話：048-830-6703

ベネフィット・ステーション

組合員・会員資格を取得する皆様へ

1 利用対象者

組合員・会員の資格を取得した者

2 ベネフィット・ステーション利用期間 ※組合員期間と異なりますのでご注意ください

利用開始日：資格取得手続き完了後

月の5日にベネフィットへ組合員データを送付した場合、翌月1日から利用開始。

※ 5日までに資格取得手続きが間に合わなかった場合は、翌月5日に組合員データが送付されますので、ご利用開始は翌々月1日からとなります。

利用停止日：資格喪失手続き完了後

月の5日にベネフィットへ組合員データを送付した場合は、翌月1日から利用終了。

※ 5日までに資格喪失手続きが間に合わなかった場合は、翌月5日に組合員データが送付されますので、ご利用終了は翌々月1日からとなります。

3 ベネフィット・ステーション 会員証の送付について

資格取得手続き完了後、毎月5日にベネフィット・ステーションへ資格データを送信しております。

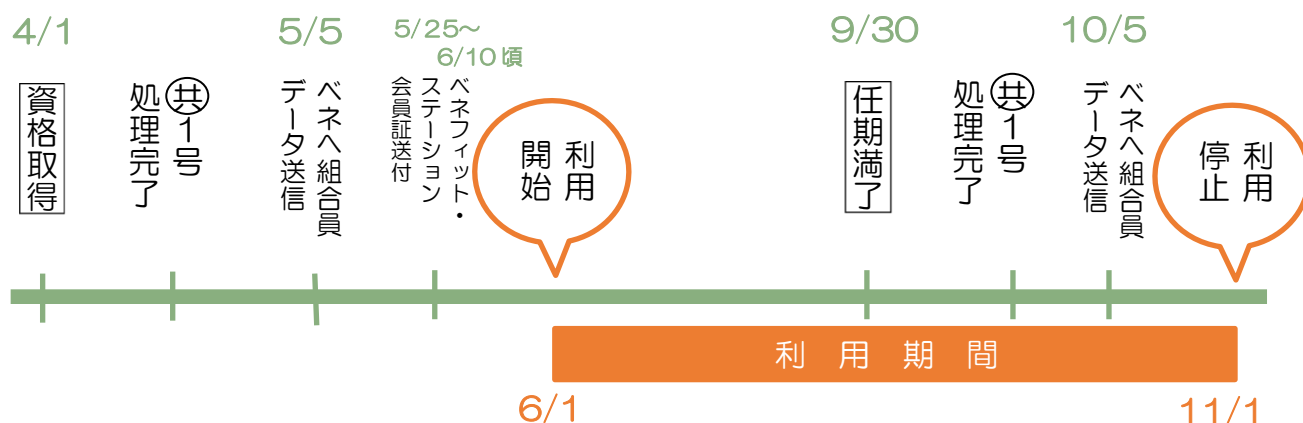
その後、月末～翌10日頃までに所属所へベネフィット・ステーション会員証が送付されます。

※ 資格取得・喪失手続きのタイミングにより、利用期間が前後します。

※ ㊤ 1号様式に不備等ある場合は、会員証の送付も遅れます。

※ 4・5月は件数が膨大なため、処理に時間を要します。ご了承ください。

例：4/1 取得、9/30 満了の場合



【参考】 ベネフィット・ステーション 利用者登録

【毎月 5 日】

月末～翌 10 日
に所属所へ送付

データ送信翌月 1 日～

会員証
送付

利用開始

1 号様式の
提出

1 号様式
処理完了

資格データ
送信

資格管理担当
へ送付

組合員システム
へ入力

ベネフィット・ステーション
へ資格データ送信

利用停止

データ送信翌月 1 日
から利用停止



←こちらの**会員証**が所属所宛に届きます。

ログイン方法について

会員 ID は、会員カードに表示されています。

パスワードは、会員証の台紙に記載しております。

ログイン後、パスワードはマイページ内で変更が出来ます。

《会員証について よくあるお問い合わせ》

◆新規採用・転入(市教委→学校等)職員の会員証はいつ頃送られてくるか

資格取得手続き完了後、例年 4 月末～ 6 月 10 日頃を目安にお送りしています

※不備等で ② 1 号様式の処理が遅れている場合は、会員証の送付も遅れます

◆組合員資格喪失後に会員証が所属所に届いたらどうしたらよいか

特に返送等は必要ありませんので、破棄してください

◆在籍していない職員の会員証が届いた

福利課厚生担当（TEL：048-830-6703）までご連絡をお願いいたします。

◆会員証を再発行したい

組合員本人がカスタマーセンターへ連絡してください

◆その他、ベネフィット・ステーションに関する御問い合わせは、下記までお願いいたします。

ベネフィット・ステーション カスタマーセンター

 **0800-100-3300** 全日：10:00～18:00（年末年始を除く）

厚生担当 **048-830-6703**